

## ヴェルスパ大分/Verspah OITA <U-12> チーム規約

### 第01条 名称及び所在地

当クラブは、ヴェルスパ大分 U-12(以下本クラブという)と称し、事務局を 大分県大分市二又町7組 kyoei ビル 1Fに置く。

### 第02条 趣 旨

相互の協調と親睦をはかると共に、サッカーを通じ、心身の健康とユース年代に向けた、基本技術習得への指導及び強化育成に努め、また青少年の健全な育成のため選手同士のコミュニケーションを図り、地域社会へ貢献することを目的とする。

### 第03条 構 成

本クラブの趣旨に賛同するもので、原則として小学生に在籍する者とする。

### 第04条 選手及び保護者の義務

1. スポーツ安全傷害保険への加入。
2. 会費の納入。
3. 本クラブ指定のトレーニングウェア等のイクイメントの購入費用。
4. 本クラブの活動中及び往復中の事故については、全て監督に報告すること。
5. 選手及び保護者は、本規約または誓約書の内容に違反した場合は、いかなる処分も受けること。

### 第05条 会 費

1. 入会金 3,000 円
2. 年会費 10,000 円 <スポーツ保険料、日本サッカー協会個人登録費、NPO 法人会員費、バス維持費他>
3. 月会費 6,000 円 <税込>  
※兄弟での入会の場合、2人目以降の選手がジュニアユース・ジュニアの場合は月会費から2000円引き、スクール生の場合には1000円引きとなります。(年会費の割引はありません)  
※特待制度について。  
★特待①<半額>  
ナショナルトレセン。代表レベルの実力があり、人物・サッカー技能共に優秀で、学習意欲も旺盛であること。又はチームが特別に認めた選手。  
★特待②<2000円引>  
県トレセン。人物・サッカー技能共に優秀で、学習意欲も旺盛であること。  
※特待基準の選手でも、チームの模範になれない選手は特待制度を途中解除することもある。
4. 退会または休会する場合は、前月の10日までに申し出て、退会・休会届を提出しなければならない。
5. 対外試合等の遠征費については、別途徴収する。

### 第06条 スポーツ傷害保険

万一、本クラブの活動中の選手にスポーツ傷害が発生した場合には、「スポーツ安全傷害保険」を適用する。なお、保険の手続き(契約及び請求)については全て本クラブが行う。

### 第07条 負傷時の処置と免責

選手が本クラブの練習中、または試合中に負傷等した場合には、本クラブが応急処置を施す。ただし、その後の治療、通院、入院等については、加入の傷害保険の範囲内で適応を受ける。

### 第08条 除 名

本クラブは、本規約に違反したり、名誉を損なう等、選手としてふさわしくないと判断された者を退団させることができる。

### 第09条 休止・閉鎖

本クラブの活動は、天災地変、社会情勢の変化、その他クラブ通常の継続が困難となる事由が生じた時は、無条件に休会、もしくは閉鎖することができる。

### 第10条 登 録

選手は、日本サッカー協会に選手登録し公式戦に出場する。ただし、申し出があった者に関しては登録を行わない。その場合は公式戦への出場は制限される。

### 第11条 会員遵守事項

選手は、本規約を遵守するとともに、本クラブの指導者の指示に従うこととする。または、社会規範に反する行動をしたり、本クラブや他の会員に迷惑をかけた者に対しては、相当期間、本クラブへの参加不許可又は、退会を指示できる。

### 第12条 附 則

本クラブは、必要に応じ随時、本規約を改訂することができる。とともに、本規約に関する事項については細則を定めることができる。

### 第13条 発 効

本規約は、2013年4月1日より発効する。